

## 第1章 計画の概要

### 1-1 計画策定の背景と目的

自転車は、子供からお年寄りまで幅広い世代が手軽で便利に利用することができるとても優れた乗り物です。自転車を活用することで健康、経済、環境など私たちの生活に様々な利益をもたらします。また、近年では単なる移動手段としてだけでなく、余暇・レジャーや観光振興、災害時の移動手段などその利便性が見直されており、様々な場面での利活用が期待されています。

本市は、温暖で県内でも比較的平坦な地形とコンパクトな市街地を有していることから、自転車利用に適したまちだといえます。そのため、通勤・通学をはじめ、買い物やレジャーなど多くの市民が自転車を利用しています。一方で、依然として自家用車利用の依存度が高く、人口増加に伴い自家用車の保有台数も増加しています。また、これらを背景として通勤・通学時間帯の交通渋滞や自転車関連事故の多発など、市街地における交通課題が顕在化しているとともに、近年の自転車利用の多様化やその利活用への対応が遅れている状況です。よって、現段階では自転車を安全に安心して利用できる環境が整っているとはいえ、自転車利用者の多い本市にとって、様々な観点での環境整備を行うことが急務となっています。

このようななか、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、翌年6月には「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。国の「自転車活用推進計画」においては環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進など新たな課題に対応するため、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することとされています。また、これを受けて、平成31年3月には長崎県が「長崎県自転車活用推進計画」を策定し、本市を含む県内の自治体が参加する「長崎県サイクルツーリズム推進協議会」による取り組みが活発化するなど、県内でも自転車活用推進に対する機運が高まっています。

これらを背景として、本推進計画では本市の特性やニーズ、課題等を考慮しながら、安全で快適に自転車を利用するための環境整備を進めるとともに、他の関連分野と連携しつつ観光振興や市民の健康増進、環境負荷の低減など自転車を総合的かつ計画的に進めていくために必要な基本的な考え方や施策をとりまとめます。

## 1-2 計画の区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

## 1-3 計画の期間

本計画では、本市のまちづくりの指針となる「第5次大村市総合計画（後期基本計画）」との整合を図るため、計画期間を2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。ただし、自転車の活用を推進するにあたり、社会情勢の変化に合わせて柔軟に対応するため、長期的な展望を視野に入れつつ計画を推進します。

## 1-4 計画の位置付け

「第5次大村市総合計画」では『環境にやさしいまちづくりの推進』が掲げられており、「大村市都市計画マスタープラン」では『コンパクトな市街地の形成のための自転車利用の促進に向けた取組の推進』に取り組むこととされています。これらの上位計画を踏まえ、本計画ではその他の関連計画と連携しつつ、自転車の具体的な活用や利用環境整備における方策を示します。

### 計画の体系図

